

9月は動物愛護月間です

飼つたなら めんどうみよう 最後まで

犬の放し飼いは、県条例で禁
止されています。
犬を放し飼いにすると、農作
物を荒らしたり、他人の敷地に
入っていたらをしたり、最悪
の場合には、咬傷事故の可能性
もあります。

2 犬はつないで飼育しま しょう

「登録」は生涯に1回です。
「狂犬病予防注射」は毎年1回
です。必ず実施してください。
また、登録していた飼い犬が
死んでしまったときや住所、飼
い主に変更があったときは、生
活安全課まで連絡してください。

新しく犬を飼い始めた場合や、
飼い犬の狂犬病予防注射を実施
した場合は、役場で登録や注射
済票の発行の手続をしてください。

生後3ヶ月以上の全ての犬に
「登録」と「狂犬病予防注射」
が法律で義務付けられています。

1 犬の登録と狂犬病予防 注射を受けましょ

飼い主の ルールとマナー

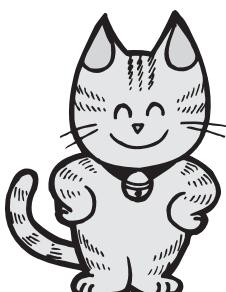
2 犬はつないで飼育しま しょう

立派にしつけをして愛さ
れるペットにしましょう

ペットのふんの後始末は飼い
主の義務です。
散歩の途中でふんをした場合
は、必ずビニール袋などに入れ
持ち帰り、公共の場所（道路・
公園など）や他人の土地、建物
を汚さないようにしましよう。

3 環境美化に 努めましょ

散歩をする時も、リードにつ
ないで散歩するようにしましょ
う。
また、茨城県内では、秋田犬、
土佐犬、紀州犬、ジャーマンシ
エパード、ドーベルマン、グレ
ートデーン、セントバーナード、
アメリカンピットブルテリアの
8種類（このほか特に大型の犬
も含む。）を「特定犬」に指定
して、おりの中での飼育を義務
付けています。



6 動物を飼うときは、責 任を持つ最後まで飼育 しましょ

動物を飼うときは、習性をよ
く理解し、最後まで責任を持っ
て飼育しましよう。
動物をみだりに虐待または遺
棄した者には、50万円以下の罰
金に処せられます。

5 飼い主がわかるように しましょ

る飼育や管理、しつけによって
改善することができます。
飼い主の努力でご近所からも
愛されるペットにしてあげまし
ょう。

○お問い合わせ

(84) 生活安全課 生活環境G
3618 (直通)